

子育てについて

妊娠から

子育てについて

幼稚園・保育所・認定こども園など

小・中学校について

ひとり親家庭への手当など

赤ちゃんの駅一覧

予防接種について

長崎市の小児医療機関一覧

主な担当窓口一覧

耳より情報

子どもに関する手当や助成制度



1 児童手当・特例給付

中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある)の児童を養育しているかたに支給されます。手当の支給を受けるためには、申請(認定請求)を行う必要があります。(公務員の方は勤務先で手続きをしてください。)

支給額	児童手当…所得制限限度額未満のかた	
	3歳未満	……月額 15,000円
	3歳～小学校修了前【第1,2子】	……月額 10,000円
	【第3子以降】	……月額 15,000円
	中学生	……月額 10,000円
特例給付…所得制限限度額以上所得上限限度額未満のかた(令和4年6月分より制度変更)		
	児童1人あたり(一律)	……月額 5,000円

※所得上限限度額以上のかたについては支給がありません

2 子ども福祉医療費

高校生世代まで※の子どもを対象に、その保護者に対し、保険診療に係る自己負担額から医療取扱機関ごとに1日上限800円、ひと月の上限1,600円を差し引いた額を助成します。(保険薬局での調剤は、全額助成)

※令和5年4月より、対象が中学生から高校生世代まで拡大。高校生世代の方が助成を受けるには令和5年10月以降に支給申請書等の提出が必要です。

手続き 各地域センター
 問い合わせ こども政策課・助成係 ☎095-829-1270

申請の翌月から支給対象となります。
 ※事由の発生が月末の場合は、15日以内に申請してください。

3 自立支援医療(育成医療)給付制度

身体に障害がある児童などが、障害を改善するために、指定された医療機関(病院、薬局など)で手術などの治療を受ける場合、医療費の一部を公費で負担します。給付を受けるためには、事前に申請が必要です。

- 対象** 申請者(保護者)が長崎市に住所を有する18歳未満の児童で、身体に障害がある、または、治療を行わないと将来障害が残ると認められるかたが、手術等による確実な治療効果が期待できる場合対象となります。
- ※治療期間は原則3か月以内で、内科的な治療のみでは対象となりません。
- ※申請者(保護者)が一定の所得以上の場合対象とならないことがあります。

対象となる障害と治療例 詳しくはお問い合わせください

- 肢体不自由(先天性股関節脱臼、先天性内反足、脳性麻痺、筋性斜頸など)
 - 視覚障害(斜視、眼瞼下垂症、白内障など)
 - 聴覚・平衡機能障害(外耳道閉鎖、慢性中耳炎、先天性耳奇形、小耳症など)
 - 音声・言語・そしゃく機能障害(口蓋裂、口唇裂、唇顎口蓋裂など)
 - 心臓機能障害【手術の場合】(心室心房中隔欠損症、ファロー四徴症など)
 - 腎臓機能障害(腎臓移植術【抗免疫療法を含む】人工透析療法など)
 - 小腸機能障害(中心静脈栄養法など)
 - 肝臓機能障害(肝臓移植術【抗免疫療法を含む】など)
 - その他の先天性臓器障害(先天性食道閉鎖症、尿道下裂など)
 - 免疫機能障害(HIV感染症、抗HIV療法など)
- 給付額** 所得に応じて異なります。
手続き 各地域センター
問い合わせ こども政策課・助成係 ☎095-829-1270

4 小児慢性特定疾病医療給付制度

小児慢性特定疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童が、指定された医療機関(病院、薬局、訪問看護事業所など)で医療を受ける場合、医療費の一部を公費で負担します。給付を受けるためには、事前に申請が必要です。

- 対象** 申請者(保護者)が長崎市に住所を有する18歳未満の児童(引き続き治療が必要な場合は20歳到達まで)で、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっているかた。

対象となる疾患 詳しくはお問い合わせください

- 16疾患群788疾病が対象です。
- 悪性新生物
 - 慢性腎疾患
 - 慢性呼吸器疾患
 - 慢性心疾患
 - 内分泌疾患
 - 膠原病
 - 糖尿病
 - 先天性代謝異常
 - 血液疾患
 - 免疫疾患
 - 神経・筋疾患
 - 慢性消化器疾患
 - 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
 - 皮膚疾患
 - 骨系統疾患
 - 脈管系疾患
- 給付額** 所得に応じて異なります。
手続き 各地域センター
問い合わせ こども政策課・助成係 ☎095-829-1270

※小児慢性特定疾病医療受給者で歩行困難な方はおもいやり駐車場制度を利用できます。(**問い合わせ** P8参照)

5 骨髄移植等の理由により免疫を失われた方に対する予防接種再接種費用の助成

骨髄移植等の医療行為を受けたことにより、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、再接種を受ける場合、一定の要件に該当する場合は、再接種に係る費用を長崎市が定める額まで助成します。その場合、接種を受ける前に、長崎市の認定を受けていただく必要がありますので、事前に手続きを行ってください。

対象者 (1)～(3)をすべて満たすもの

- (1) 骨髄移植等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること
 - (2) 再接種を受ける日に長崎市に住居登録があること
 - (3) 再接種を受ける日に20歳未満であること
- ※ただし、四種混合は15歳、ヒブは10歳、小児用肺炎球菌は6歳、BCGは4歳に達する日までとする。

対象の予防接種 (1)及び(2)のいずれも満たすもの

- (1) 予防接種法に基づく種類の予防接種であること
 ※ただし、ロタウイルス感染症を除く。
- (2) 過去に定期予防接種として接種済みであること

助成金額

再接種に係る費用(上限額があります)
 ※ただし、抗体検査に係る費用及び医師が記入する意見書等の文書料は含みません。

問い合わせ こども政策課・助成係 ☎095-829-1270

6 児童扶養手当

制度内容詳細は [→P35](#)

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活安定と自立促進のため、対象児童を養育している方に支給されます。

対象

父母が離婚又は母が婚姻によらないで懐胎し父又は母と生計を同じくしていない児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が重度の障害にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童、父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童、父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童、父又は母が配偶者から暴力(DV)を受け、その配偶者に裁判所から保護命令が出された児童を養育している方。

7 市営住宅への子育て世帯の優先入居について

問い合わせ 建築総務課 ☎095-829-1185

市営住宅への子育て世帯の優先入居については、建築総務課へお問い合わせください。

8 子育て住まいづくり支援費補助金

問い合わせ・手続き 住宅政策室 ☎095-829-1189

多子世帯又は新たに3世代で同居若しくは近居するための中古住宅の取得及び改修工事を行う方に対し、補助します。詳しくは住宅政策室へお問い合わせください。

- ①多子世帯の中古住宅取得及び取得の際に行う住宅改修工事に係る経費 最大40万円
- ②子育て世帯の中古住宅の取得及び住宅改修工事に係る経費 最大40万円
- ③子育て希望世帯の中古住宅取得及び住宅改修工事に係る経費 最大20万円